

第 6 回

新宿区高齢者保健福祉推進協議会

平成23年5月27日（金）

新宿区福祉部地域福祉課

午前10時00分開会

○植村会長 本日はお忙しいところお集りいただきましてありがとうございます。
ただ今から第6回の新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開催させていただきたいと思ひます。

予め横山委員、英委員、それから細田委員の御三方の委員からはご欠席というご連絡をいただいております。あと秋山委員、鶴田委員の御二方がちょっと遅れていらっしゃるようですが、現在15名の委員の方がご出席をいただいております。時間ですので始めさせていただきたいと思ひます。

最初にご報告をさせていただきます。事後報告というかたちになってしまいましたが、この推進協議会の委員で見直し部会の委員もお願いいたしておりました赤城委員、施設サービスの事業所の委員ということでお願いをいたしておりましたけれども、ご退職になられたということで、4月1日付で新しい委員の方にご就任をいただいております。社会福祉法人恩賜財団 東京都同胞援護会の原町ホームの園長でいらっしゃいます岡本勝巳委員でございます。岡本委員には赤城委員のご後任ということで施設サービス事業所の立場からいろいろご意見をいただければと思っております。本年度第1回の推進協議会でございます、こちらでのご報告ということでご了解いただければと思ひます。

それでは本日、この推進協議会に初めてご出席をいただいておりますので、岡本委員から一言ご挨拶をいただければと思ひます。

○岡本委員 皆様おはようございます。私は新宿区原町にあります原町ホームの施設長の岡本と申します。今ご紹介いただいたとおりですが、なにぶん施設の経験が浅いもので地域に疎い面もあるのですが、微力ながらお手伝いさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○植村会長 どうもありがとうございました。岡本委員よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議事の内容についてまずご説明をしたいと思ひます。先程申し上げましたように第6回の推進協議会ということで、いよいよ計画策定を、要は完成させなくてはならない年次に入ってきたということでございます。本日の議事でございますけれども、まず最初に報告ということで2件ご報告をお願いいたします。1つ目が議事次第にもございますけれども、昨年11月に皆

様方のご意見をいただきまして実施をいたしました「高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果がまとまりましたので、その調査結果についてのご報告をいただきます。それからもう1点、次期の計画につきましては、高齢者のすまいということが非常に大きな話題となっておるわけでございますけれども、新宿区のほうでも高齢者のすまいに関する施策のご検討が進められておりまして、その検討結果についてご報告をいただきたいということでございます。そして本日の議事のほうでございますけれども、次期計画でございます高齢者保健福祉計画・第5期の介護保険事業計画ということになるわけでございますが、その施策体系についてご意見をいただければということでございます。先般、見直し部会のほうでも多くのご意見をいただきまして、その意見を踏まえて区のほうでもいろいろご検討をいただいていたところでございます。その内容についてご説明をいただいて、ご意見をいただきたいということでございます。最後に今後の推進協議会あるいは見直し部会のスケジュールについてご説明をいただくということで、こんな内容で本日の会議は進めさせていただければと思っております。

まず最初に、お手元にあるいは事前に資料のほうをお配りしているかと思えますけれども、そのご確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○**地域福祉課長** 地域福祉課長の吉村でございます。本年度もよろしく願いいたします。

ではお手元の資料の確認をさせていただきます。資料1から資料5の5点につきましては、委員の皆様事前に郵送でお送りさせていただいておりますが、資料4につきまして1枚目および2枚目に修正があり、本日修正版を机上に配布させていただいております。また先程ご紹介させていただきましたが推進協議会委員の方の退任、就任がございましたので机上に保健福祉推進協議会委員名簿を配布しております。よろしいでしょうか。不足する資料がございましたら事務局のほうにお申し付けください。

それと23年度、今年になってこの協議会初めてでございますので出席の管理職、異動のありました者についてご紹介をさせていただきたいと思えます。まず健康部長でございます。濱田部長。

- 健康部長 濱田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 地域福祉課長 続きまして福祉部高齢者サービス課長 吉田でございます。
- 高齢者サービス課長 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 地域福祉課長 続きまして福祉部保護担当課長 山本でございます。
- 保護担当課長 山本です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 地域福祉課長 続きまして健康部西新宿保健センター所長 大久保でございます。
- 西新宿保健センター所長 はじめまして。よろしくお願ひいたします。
- 植村会長 ありがとうございます。それでは早速報告のほうに入らせていただきたいと思います。まず「高齢者の保健と福祉に関する調査」につきまして事務局のほうからご説明をお願ひしたいと思ひます。
- 地域福祉課主事 地域福祉課の須藤と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

机上にもご用意しておりますが、昨年実施の調査結果につきましては「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」としてまとめまして、委員の皆様には既に配布させていただいております。本日は概要版として資料1『「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査結果について』を作成いたしましたのでこちらの資料で説明させていただきます。

それでは資料をご覧ください。1ページの「1 調査の目的」から「4 回収結果」につきましては前回の推進協議会でご報告いたしましたので省略させていただきます。2ページ「5 調査概要」です。各調査でいくつかポイントのご説明とさせていただきます。カッコ内報告書としてページ数が入っておりますが、これは調査報告書の該当ページとなっております。

それでは一般高齢者調査です。「③住まいのこと」をご覧ください。居住年数は「30年以上」が52.9%となっており、住居形態では、「持家一戸建て」が最も多く、また71.6%の人が「住み替えは考えていない」と回答しております。

3ページ「④健康状態」です。健康に関する認識としては「とても健康」「まあまあ健康」と併せると70.9%の人が健康であると回答しています。「⑤活動能力」をご覧ください。「老研式活動能力指標」により心身機能をみると、平均点が11.8点と全国平均10.8点を上回り、日常生活を営んでいくための能力の高い人が多いといえます。そして外出についても91.3%の人が週に2日から3日

以上の頻度で外出していると回答しています。

4 ページ⑧の「介護が必要になった場合、今の住まいで暮らしたいか」の問いでは、66.9%の人が自宅で生活を続けたいと回答しており、在宅で暮らし続けるために必要なことでは、「安心して住み続けられる住まいがある」と回答した人が74.5%と最も多くなっています。

5 ページ「⑩認知症」「記憶力等の変化」です。37.4%の人が、ここ6か月から1年の間に記憶力等の低下などを感じたことが「ある」と回答しておりますが、そのうち89.0%の人はどこにも「相談していない」と回答しております。

次に6 ページ「居宅サービス利用者調査」をご覧ください。「③住まいのこと」です。居住年数は「30年以上」が62.5%となっており、住居形態では、「持家一戸建て」が57.5%と最も多くなっております。

7 ページ⑨の「介護保険サービスの利用の有無等」ですが、73.9%の人が介護保険サービスを「利用」しており、利用している保険サービスの満足度は、概ね9割の人が「満足」「やや満足」との回答となっております。

8 ページ緊急時の避難で「災害時にひとりで避難できるか」との問いには、67.0%の人が「ひとりで避難できない」と回答しています。「災害時要援護者登録名簿」については70.7%の人が「知らない」と回答しておりますが、災害など緊急時に備えて区役所、消防署などに事前に住所・氏名などの情報を伝えておくことについては、76.7%の人が「知らせてもいい」と回答しております。

次に9 ページ「第2号被保険者調査」です。「②ご本人のこと」で「何歳まで仕事をしたいか」との問いには、「元気な間はずっと働きたい」が37.9%と最も多く、次いで「65歳くらいまで」が21.2%となっております。

10 ページ⑤の「地域活動やボランティア活動の状況」です。「現在、継続的にしている」「時々している」を併せると、22.9%の人が「活動している」と回答しています。また、興味のある活動では、「子どもの育成に関する活動」「地域の伝統や文化を伝える活動」「地域の環境美化に関する活動」との回答が多くなっています。

次に12 ページ「ケアマネジャー調査」をご覧ください。③の「高齢者総合相談センターとの連携」では、「十分連携がとれている」との回答が36.4%となっております。連携がとれない理由では、「センターごとに職員のレベルや対応に

違いがある」という回答が53.4%で最も多くなっております。

次に13ページをご覧ください。一番上、医療との連携では、「十分連携がとれている」との回答は33.8%となっています。連携がとれない理由では、「自分自身に医療的な知識が不足している」が最も回答が多く、次いで「医師が介護保険に対する理解が少ない」「医師が協力的でない」となっています。次の要介護者等が「在宅で暮らし続けるために必要なこと」では、「安心して住み続けられる住まいがある」と回答した人が80.5%と最も多くなっています。④今後の「ケアマネジャーの継続意向」としては、72.8%の人が、これからもケアマネジャーを「続けたい」と回答しております。

それでは14ページの「介護保険サービス事業所調査」をご覧ください。③の人材の確保・育成等に関する取り組みです。新規人材の確保についての取り組みでは、「ハローワークとの連携を図っている」が62.8%と最も多く、次いで「採用時の労働日数・時間の希望をできるだけ聞き入れている」となっています。また人材の定着の取り組みでは、「非正規職員から正規職員への登用機会を設けている」「新人職員に対し、一定期間、マンツーマンで知識や技能を指導するなどの支援体制を設けている」との回答が多くなっております。

次に15ページ「⑤高齢者総合相談センターとの連携」では、「十分に連携がとれている」との回答が46.3%となっています。連携がとれない理由では、「センターごとに職員のレベルや対応に違いがある」という回答が51.7%と最も多くなっています。⑥の要介護者等が「在宅で暮らし続けるために必要なこと」では、「安心して住み続けられる住まいがある」と回答した人が85.0%と最も多くなっています。

それでは16ページ「6 全調査結果のまとめ」をご覧ください。これは一般高齢者、居宅サービス利用者、第2号被保険者とケアマネジャー、事業所の調査結果について、12の領域で整理したものです。この12の領域はケアマネジャー、事業所調査における「新宿区の高齢者支援の状況」の評価項目に基づいています。この領域に対応した「一般高齢者、居宅サービス利用者、第2号被保険者」調査における各調査項目の結果と照らし合わせることで、「区民」と「事業者」の両者からの、新宿区の高齢者支援の状況を整理しています。ケアマネジャー、事業所の両方の調査において、「かなり充実」「まあ充実」が多くな

っている項目は17ページ「4. かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及」や「8. 高齢者総合相談センターの支援体制」などとなっています。一方、「やや不足」「かなり不足」との回答が多い項目では「3. 要介護状態になっても安心して住み続けられる住まいの確保」、「6. 近隣関係など地域のつながり・支え合い」、「7. 高齢者も参加できる地域活動・ボランティア活動」、そして「9. 認知症高齢者への支援体制」などが「やや不足」「かなり不足」と答えられている項目となっております。

次に19ページをご覧ください。地域別にみた調査結果のまとめです。これは一般高齢者の主な調査項目について、特別出張所の所管区域毎に集計・分析したものです。全体として地域毎の差はなかったとの結果ですが、若干地域差がみられたものについて調査結果として記載しております。地域差が見られたものにつきましては、調査報告書の81ページからグラフを掲載しておりますので併せてご覧いただければと思います。

それでは簡単ではございますがこれで資料1の説明を終わります。

○植村会長 引き続き資料2のご説明をお願いいたします。

○地域福祉課福祉計画係主査 地域福祉課の高橋と申します。資料2の説明をさせていただきます。

資料2につきましては現計画の施策毎にあります各指標を取りまとめたものになります。今回の調査を行いました「高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果が出ました項目と計画2年目の22年度の実績を記載しております。なお、目標数値を上回った項目につきましては太線で囲んでおります。目標数値に到達していない項目につきましては網掛けをしております。なお、調査結果を記載しております項目につきましては、報告書のページをカッコ書きで記載させていただきます。それでは主な項目になりますがご説明をさせていただきます。

1 ページ目の「重点的取組み」からご説明します。1の「認知症高齢者支援体制の推進」になりますが、「認知症への理解度」では、指標が2つございます。こちらにつきましては平成19年度から見ると下がっているという状況です。

「重点的取組み2」につきましては「在宅療養体制の整備」に2つの指標がございしますが、現在のところ目標数値には到達していない数値結果となっております。

ます。「重点的取組み3」「ケアマネジメント機能の強化」の「ケアマネジャーを続けたい人の割合」につきましては、19年度の調査結果の43.5%から、今回72.8%と大幅にアップをしております。

それでは2ページ目をご覧ください。「施策2」にますが「多様な地域活動への参加支援」では、「地域活動参加者の割合」で18.4%と目標を上回る結果でした。「施策3 就業等の支援」の「無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）に登録した求職者の採用決定の割合」では、19年度の結果58.2%から今回36.9%と下がる結果となっております。次の「新宿区勤労者・仕事支援センターの設立」につきましては、公益財団法人の設立、そして移転しております。

3ページに移らせていただきます。「施策4 健康づくりの促進」になります。毎日外出をするという項目で前回調査では55.6%、今回の調査におきましては目標を上回る64.2%の結果となっております。

次に4ページのほうに移らせていただきます。「施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備」の「特別養護老人ホームの整備」では、目標数値6ヶ所、現在6ヶ所の整備がされております。「施策8」に移ります。「介護保険の質の向上及び適正利用の促進」です。介護保険サービスの利用満足度につきましては、前回調査83%から今回は92.7%と目標値を上回った結果となっております。

5ページ、「施策13 権利擁護・虐待防止の促進」におきましては、相談件数及び登録者の2つの指標につきまして、目標値を上回る結果となっております。

次、6ページ、「施策15 高齢者を地域で支えるしくみづくり」におきましては2つの項目がございますが、下の項目の「地域見守り対象者数」が694と目標値を上回っております。最後に「施策16」の「ボランティア活動等への支援」になりますが、「登録ボランティア数（介護支援ボランティア・ポイント事業）」の部分につきまして目標値を上回る231名が現在登録となっております。

雑駁ですが以上で資料2の説明を終わります。

○植村会長 ありがとうございます。只今、先の「新宿区高齢者の健康と福祉に関する調査」の調査結果を踏まえまして、今現在の計画の目標の達成状況、現状についてご説明をいただいたところでございますが、委員の皆様方からのご意見ご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただけたらと思います。

○植村会長 はい、どうぞ。

○小林委員 公募委員の小林でございます。説明していただいて有難うございました。

資料の2の中で意見を申し上げたいと思います。資料の2の2ページをご覧になって下さい。基本目標の1で「社会参加といきがづくりを支援します」という大きな表題があります。その下に、「いきがづくりの支援」という項目があります。

今、担当者からここは説明が無かったのですが、私は、シニア活動館を利用させていただいたり、地域交流館を利用させていただいております。そういうことを踏まえて、事実と、それから効果、それに合わせて課題と言いましょるか気が付いている点をちょっと申し上げてみたいと思います。

端的に申し上げます。私たち高齢者、新宿シニアの高齢者が見たり、聞いたり、話したりする、そういう会を作って利用させていただいている訳でありますけれども、そういう中において、非常にこのシニア活動館、あるいは交流館というのは、利用しやすいし、「効果があるな」というように考えております。

ただ、ここを見ますとシニア活動館は2館、それから地域交流館は7というような目標がある訳でありますけれども、その課題として思うに、高齢者が対象のシニア、それから交流館というのは、もう少し若い人たちも、というようなことだろうと思いますけれども、非常に利用する人たちが、高齢者がほとんどである。どちらの館も高齢者がほとんどであり、それから特定されるという事があるように思います。

そこで、より以上多くの施設を利用させていただく為には、情報をこまめにさせていただく。より以上、多くの区民が活動したり利用していただけるような事を考えていただく事が必要だなと思います。

また、この交流館とシニア活動館との違いというのがよく分からないのですが、方向性はなにか同じような気がしてなりません。だとするならば、同じであるならば、その辺を話し合って、上手く調整をしていただくと、なおいかなというふうに感じます。以上でございます。

○植村会長 ありがとうございます。施設のほう、整備の目標としては、地域交流館が一つ少ないという事ですけれど、ハードだけではなくて、実際の使わ

れ方といいますか使い方、そういったところも広く考えていただかなければいけないという事だと思いますが、違いというご質問がありましたので、ご担当の所から宜しくお願い致します。

○高齢者サービス課長 高齢者サービス課長の吉田でございます。所管をしておりますので、お話しをさせていただきます。

まず、シニア活動館、地域交流館、現在、拠点整備ということで、機能転換を図っている施設でございます。その中で、シニア活動館とその違いが分かりにくいというご指摘でございますが、シニア活動館は、50歳以上の現役で地域活動も支援していただけるような方を含めた中でのご利用の範囲とさせていただいている所でございます。

そして、地域交流館につきましては、現在、いきがい館がございます。そちらのほうの機能を持ちながら、60歳以上の方たちが対象になる施設ということで整備をしている所でございます。

ご指摘のように、今後の計画の中で、こういった施設を地域のご高齢の方あるいは、そういった活動をいきがいとして地域活動を支援していただける立場というような両方で十分に機能を展開できるように検討できればと思っております。

○植村会長 ありがとうございます。おそらく、実際のソフト面といいますか、具体的にどのような方々がどのように使っていくのかという事で、施設の性格といいますか、おのずと見えてくると思うのですが、今、ご指摘があったようになかなか、違いが分からないという事でもありますので、その辺はまた計画の中でもご検討をいただくということでお願いしたいと思いますが、小林委員よろしいでしょうか。

○小林委員 ありがとうございます。

○植村会長 どうぞ、村山委員。

○村山委員 やはり同じ目標の1ですね、その中でちょっと気になるのは、「施策3」の「就業等の支援」の問題ですが、数字に表れているだけではなくて、いろんな問題があるのだと思いますけれども。特に、このシルバー人材センター、それから次のところも、数字的には下がっているのですね。

今、一番、地域の問題になっているのは、団塊の世代が高齢期を迎えますか

ら、いわゆる高齢者の失業といたしますか、職を探している人が多いはずなので
すね。そういう現状の中で、この数字が下がっている事について、どういうふう
にお考えになっているか、ちょっと質問したいのと、実際に新宿区としては
非常にこの辺に力を入れているはずですし、事実そういう点では、色々感じて
いるのですけれども、例えば高齢者の施設ですね、旧東戸山中学の所で作って
おりますね。そういうところで、建物は出来たけど中身はどういうふうに進ん
でいるのかという、ちょっと私自身疑問があるのです。

一般のところですら、就職する点では難しい所がありますね。その中で、仕
事をどういうふうに見い出すかという事について、その方向といたしますか、そ
れがはっきりしていないのではないかなと感じますので、その辺を実際にご担
当になっている所からお答えいただけたらありがたいと思います。

○植村会長 ありがとうございます。ご担当の所は。お願い致します。

○地域文化部長 就業支援の事でございますけど、今、委員がおっしゃったよう
に、若年者、若年非就業者にとっても大変厳しい就業環境でございます。東戸
山等々でやっている内容がよく分からないというような話ございましたが、
新たに東戸山の所に移りまして、勤労者・仕事支援センターという形で始まっ
たばかりでございます。いずれにせよ、皆様方の高齢者等々含めてですね、職
をいただきたい、働くことに生きがいを感じたいという方々に、十分情報を提
供していきたいというふうに考えてございます。職業就業の結果が落ちている
ところについては、直接担当してございませませんが、少なくとも若年者も含めて
相当数の求人と職を求める方のミスマッチがあって、こういう形になっている
のかなと考えているところでございます。

○植村会長 ありがとうございます。この就労支援というのは、お金を稼ぐた
めの就労から、生きがいの社会的な社会参加的な就労までであると思うのですけれど、
どうぞ。

○地域福祉課長 わく☆ワークの採用決定者の割合が非常に落ちている件ですが、
これについては、登録者が非常に今、増えている事で、採用決定数自体は横ば
いだけれども割合としては、今、下がっている状況にあるというふうに担当者
からは聞いております。いずれにしろ就業環境が厳しいという事は、シルバー
人材センターについてもわく☆ワークについても認識しているところであると

いうことで、課題の一つとして考えております。

○植村会長 ありがとうございます。今の村山委員のご質問の中にはおそらく、それぞれの所がいろんな紹介事業があるけれども、それぞれ何を目標にしているかによっては、またシルバー人材センターのような所ですとどちらかという短期的な請負いのような形の仕事になるでしょうし、長期的に収入を得るための仕事というのものもあるでしょうし、いきがい対策的なものもあるでしょうし、そこら辺を上手く対象を考えて役割分担していかないと、なかなか数字だけの業績を見ているとうまく出てこないといえますか、そういった面もあるかなというように思いますが。何か村山委員、ございますでしょうか。

○村山委員 そうですね、色々な数字には色々な意味があると思うのですが、私もそういう所で見聞きしているし、お手伝いもしてるのですけれども、やはりそこへ相談に来る人が少なくなっている部分があります。これは、ちょっと、その役割からいうと検討しなければならない問題が一つあると思いますね。それと、一般の企業でもワークシェアリングとして分けていますよね。何人かの人で仕事を分けるというのは、シルバー人材センターの例えば学校の警備員の人にしても、今までは一週間務められた人が2日ずつにするという形になっているわけですね。私は都営住宅にいますから、非常にそういう層が多いと思いますね。そういう所での生活の問題は相当深刻なんですね。ですからやはり、これだけせっかくやっている訳ですから実態をもう少し見て動きを少し考えていかないといけないのではないかと私は思っているわけです。というのは、逆に言うと今はそういうふうに団塊の世代の人たちは、現役から退いていますよね。現役時代で持っていた技能とか、それからその仕事を作り出す能力とかいう人たちが、大勢いるはずですよ。そういう人たちを組み入れていくことによって仕事が見出されるのと、いきがいという問題が両方解決する一つの方法ではないかと考えていますので、その辺を実際に区の方も一生懸命やられていて大変だと思いますけれども、実状をもう少し知っていただきたいというふうな感じを持っています。

○植村会長 ありがとうございます。計画上は目標があって数字があるという事ではありますけれども、今ご指摘がございましたように、実際の具体的な事象に沿ったかたちで実態のほうもよく調査していただきたいと思っておりますし、今

の村山委員のいわゆるコミュニティビジネスのような形のものも、最近いろんな所に出てきておりますけれども、そういったものもこの中に入れるべきかどうかという問題もあるかと思いますが、区のほうで高齢者をもっと社会の中で色々働いてもらうための支援といったものも考えられるのかどうかということをご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。では、他に。どうぞ。

○都崎委員 都崎です。資料2の取組の1の認知症・もの忘れ相談医名簿に掲載されているかかりつけ医の人数の、目標に対しての取組みについてお伺いしたいと思います。また、認知症については、ここ数年、またずっと社会的にも問題視されて理解も進んでいますけれど、目標が50名という形になってはいますが、この3年で6名の先生しか増えていらっしゃらないことで、この辺の実情というか、掲載される部分でのラインとか、それから今日は英委員もご欠席なのですが、医師会との連携とかそういう部分で今後の事も含めてちょっとお伺いさせていただければと思います。

○植村会長 ありがとうございます。ご担当の方で。はい、どうぞ。

○保健予防課長 保健予防課長です。認知症についてでございますが、高齢者が増えるにつれまして認知症の問題がやはり大きな問題だと認識しております。その認知症につきましては、医師会の方でも認知症・もの忘れ相談医という事で、大学病院と連携しながら地域の中でそういう対応をしていらっしゃる先生のネットワークも増えてきております。そして、26名から22年度末までで32名。目標は50という事ですが、これは医師会の医療機関だけの連携のみならず、訪問看護ステーションあるいは保健所との連携もっておりますので、数的にはまだもうちょっと頑張らねばいけないところではございますが、質的にはかなり充実してきているものと存じております。今後ともその辺を強化してまいりたいと思います。

○植村会長 ありがとうございます。今もご指摘もありましたけれども、重点的取組の所で網かけといいますか目標に達していない所もやや多くなってはおりますが、特に認知症の高齢者支援体制、在宅療養体制の所は網掛けが多いという事で、もちろん人数ないし数字だけの問題だけではないと思いますけれども、まだまだ取り組んでいかなければいけないところがあるのかなと思いますし、

英委員が今日ご欠席ということでございますけれども、やはり認知症の高齢者の支援体制という事になると医療的などといいますか、お医者さんのほうのご協力というのが不可欠になってまいりますので、その辺の体制づくりという事もぜひ、取り組んでいていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

まだ、ご意見もあるかと思っておりますけれども、次の高齢者のすまいについてのご検討結果の報告もございますので、もしご意見まだ言い足りないところがございましたら、こちらの方も一緒に合わせてご意見いただければと思いますので、そちらの説明のほうを先にお願いをしたいと思います。それでは、すまいづくりについて、「支援を必要とする高齢者のすまいの選択肢拡充について」という事でご報告をいただければと思います。宜しくお願い致します。

○**高齢者サービス課長** はい。高齢者サービス課長でございます。ではお手元の資料3「支援を必要とする高齢者のすまいの選択肢拡充についての検討報告」を説明させていただきたいと思っております。こちらのほうに四角い枠で囲ってございますが、平成22年度「第2回新宿区住宅まちづくり審議会」において、新宿区の高齢者の現状や高齢者のすまいに関する課題を報告したところでございます。23年度第1回の審議会では、報告した課題1 高齢者の円滑入居支援の推進 2 在宅生活を支える仕組みの充実 3 高齢者のための住宅の選択肢拡充、のうちの3につきまして、「新宿区支援を必要とする高齢者のすまい対策検討会」を設置し、検討した結果でございます。その結果を、今回の報告ということでまとめさせていただいております。

先程、説明がございました平成22年11月実施の「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果では、高齢者の多くの方が、住み慣れた住宅にできる限り住み続けたいと願っていることがわかりました。介護保険制度見直しの要であります地域包括ケアの考え方ならびに今回の調査の結果も踏まえて、在宅生活を様々な支援により継続できる環境を充実させていくことを、高齢者のためのすまい施策の重要な柱としていくということでございます。

最初に、経済状況や身体状況に係らず高齢者の居住の安定が図られることを目指し、整理をしたところでございます。そこでは、地域包括ケアの推進による地域での見守り・安否確認の充実や円滑入居支援制度の整備等によって在宅

生活が継続できる体制を整えながら、高齢者お一人おひとりが生活状況・状態に応じて、選択できるすまいのあり方を見出すことが求められているということでございます。本報告は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」、こちらが今年の4月28日に公布されまして、公布日から6ヶ月以内に施行ということでございますが、その中に記載されております「サービス付高齢者住宅」、または「介護や生活支援サービスの付いた住宅」の具体化について述べられております。その法律を受けまして高齢者が今後特養などの施設への入所だけではなく、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指して検討したところでございます。以下につきましては文言の説明でございます。

次ページをお開きください。2ページ以降3章立てでまとめております。第I章は「高齢者を取りまく現状」でございます。1につきましては、先程の調査結果を踏まえまして現状が記載されております。概ね現在区内の65歳以上の高齢者6万人の方のうち約6割が一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であるということでございます。要介護認定の状況につきましては、認定を受けている高齢者の人口は約2割ということで整理してございます。いずれも23年4月1日現在で記載させていただいております。調査結果からは、居宅サービス利用者の約8割が、可能な限り在宅で生活をしていきたいと考えています。また一般高齢者のうちで25%が住み替えたいということが出ておりましたけれども、その住み替え先としては33%が公共住宅、あるいは約22%が介護、見守りや食事の提供などがついている高齢者専用の住宅を考えているということでございます。

介護が必要となった場合、一般高齢者の約67%の方が可能な限り在宅で生活をしていきたいと考えていたというような結果が出ております。

それでは2のすまいの現状はどうかということで、(1)でございますが区内の高齢者向け住居の状況をそちらに整理をさせていただいているところでございます。2番目の小さい点でございますが、都営住宅、区営住宅、あるいはシルバーピア等の整備を一定程度しているところではございますが、今、冒頭で言っております高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、現在新宿区では民間の参入がなされていないというところでございます。

(2)でございますが、調査結果から持家に住んでいると回答された方のう

ちの7割が持家ということの結果でございます。そしてすまいで不便や不安はどのようなことを感じますかということでは、やはりバリアフリーではないため日常生活に支障が出ていることがうかがえます。

次ページをお開きいただきたいと思います。「第Ⅱ章支援を必要とする高齢者のためのすまい対策」ということで整理をいたしました。1でございますが在宅生活を支える仕組みということで、多くの高齢者の方は、持ち家などで生活をしているところですが、介護が必要になってもできる限り在宅での継続を望んでいらっしゃいます。どのような在宅生活の継続を支援していけるかが課題と考えております。その支援を続けるためには地域包括ケアを推進し、高齢者が在宅生活を継続できる体制を整えていく、そして見守りや日常的な生活支援などの機能を付加したすまいを整備し、促進することですまいの選択肢を広げる必要があるのではないかと。この新たなすまいの選択肢を拡充するためには、これまでの暮らしの継続に必要な求められるサービスや、整えるべきサービス、種類や内容、設置する地域特性などを十分調査し、今後、ニーズ把握して検討していく必要があると考えているところでございます。

2でございます。すまいの選択肢の一つでありますサービス付高齢者住宅の対象者像はというところでございますが、区にはやはり一人暮らしのご高齢の方が多いという特性があり、单身のご高齢の方が安心して地域で暮らしていただけるすまいが求められているというところでございます。それには一定程度持ち家や賃貸住宅のすまいを確保していらっしゃる状況のなかで、地域包括ケアの推進、そしてそういった必要な支援サービスの増加をとということが考えられてまいります。要介護状態が重い高齢者の方は、特別養護老人ホームやその他の施設への選択肢がございます。しかし「要介護度が比較的low、施設入所の必要はないものの、在宅生活に軽度の支援が必要である」、あるいは見守りや日常的な生活支援などの機能を付加したサービス付高齢者住宅という利用対象者が対象となっていくのではないかとということで対象者像を挙げております。

3でございます。サービス付高齢者住宅に求められるものということで、(1)で基本形態を記載しております。ゴシックのところでございますが、やはりご希望な項目というところでは、「安心して住み続けられるすまいがある」、そして、「必要な時に随時、訪問してくれる介護、看護サービスがあ

る」、「往診してくれる医療機関がある」、「緊急時にボタンを押せば関係機関に通報される仕組みがある」、また、食事や掃除等の家事援助等のサービスが充実しているというようところが記載されております。

次ページでございますが、一方、これらの様々なサービスを一つのすまいを想定して提供していくためには、やはり専用のスペース等が必要になってくる。あるいは利用サービスを増やすことによってサービスの負担も増えてくるというようなことで、地価の高い新宿区では、結果的には入居者費用に反映してしまうというようなことも予想されるということでございます。そのためにサービス付高齢者住宅で提供するサービスというのは、1つ目としてはやはり住宅全体の基本サービスと入居者個人が選択できるサービスを明確にするなどの整備すべき方向を検討していく事が重要であるというふうに考えているところでございます。

Ⅲ章につきましては、今後の方向性をまとめております。具体的には新規建設を行う場合と既存の住宅ストックを活用する場合について整理をいたしました。1の「新規建設の場合」につきましては設置主体等について検討しましたが、設置主体は次に言う理由によりまして民設民営を基本としていきたいということでございます。しかしその際には活用できる公有地等を区が定期借地制度により民間事業者に貸与し、「サービス付高齢者住宅」整備を促進すること等も考えていかれるのではないかと。さらに国・都の制度を積極的に活用し、介護保険サービスと同様に民間の参入を促していく必要があると考えています。民間が参入する民設民営を基本というところでは、やはり多様なサービスの提供、あるいは市場の需要に合わせたそういった仕組みに対応ができるというようところがこちらに整理された項目によって申し述べているところでございます。

(2)で具体的手法でございます。区内の土地が高いことや、それに伴い利用料が高額になることなどがございますので、やはり建築コスト、開設後の稼働率の問題から、現在は民間事業の参入が行われていない実態があるのではないかと、基本的には今後は国や都の制度等を活用した建設助成を検討する。あるいは、開設までのそういった整備に合わせて民間事業者が安定した運営経費の補助が可能か等も含めて全体的な検討が必要ではないかということでござい

ます。そして何よりも、入居した高齢者の方が長期に安定した生活ができることを担保することも欠かせないということも書かせていただいております。

「課題」でございます。本項では、サービス付高齢者住宅の具体的検討について、新規建設を前提としてまとめてきておりますが、やはり、新規建設の場合、地価の高い新宿では建設コストや入居費用が課題となっているところでございます。そして2番目のところでそういった課題に対して既存の住宅ストックを活用する場合を述べているところでございます。

5ページでございます。設置主体等は新規建設と同じようにやはり民設民営を基本したいと考えているところでございますが、具体的な手法というところではやはり、改修経費については、国の制度を活用し併せて検討していきたいと考えています。また、既存の民間住宅や区営、都営住宅、例えば安否確認のしくみなどを導入した高齢者の円滑入居をすすめる方策や、シルバーピアの見守り・相談業務の充実についてもトータルで検討していく必要があると考えているところでございます。3番目に「課題」でございますが、既存の住宅ストックの活用という中では、高齢者の希望するすまいのバリアフリー化、そして耐震基準を満たしているか等の建物本体のハードの課題もでございます。

3でございますが、国及び都の動向等ということで、今後、こういった動向を踏まえながら本日ご検討いただきます高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で区の整備方針を策定していきたいと考えております。そして今後の方向性としてまとめておりますが、中重度の要介護状態になっても施設に入所せず、区民が高齢期に安心して住み続けることができるよう、バリアフリーで緊急時の見守りや医療、介護、生活援助サービス等が日常生活の場で適切に提供される、高齢者に配慮したすまいの整備を検討・推進していきたいというものでございます。下の欄は現在の新宿区の施設の現状を記載させていただいております。

次ページをおめくりいただきますと、「参考1」で現在の施設の状況説明をさせていただいております。

最後のページに参考の2ということで、実はこれは神奈川県、名称出ておりますが1ヶ所「学研ココファン日吉」というようなことで具体的に示しておりますけれども、イメージがなかなかサービス付高齢者住宅といってもイメー

ジが湧きませんということで、こういったすまいが既に建設され利用いただいているということで、一例として挙げさせていただいているものでございます。

雑駁でございますが以上でございます。

○植村会長 ありがとうございます。次期計画の中でやはり大きな検討のポイントになってくるかと思えます。住宅という問題について、国のほうでも法律が正しく出来て進めていこうという事でございますが、新宿区の取組みの基本的な考え方についてご説明いただいたところでございます。また、委員の方で何かご意見ご質問ございましたら、ご自由にご発言いただければと思います。どうぞ村山委員。

○村山委員 私が前にもちょっと発言したことがあると思えますけれど、戸山団地、今は百人町住宅っていう名称に変えたところがありますね。それは、区である程度バックアップしてやっているようですけれども、お聞きすると、住宅の問題と関連してくる訳ですけれども、やはりその住んでいる人たちの環境をどういう形で、だんだん絆がこうばらばらになっている状態が現在あると思えますね。そうするとそういう所でもう少し交流を含めて、簡単に言うと地域の力を借りながら環境を良くしていくという意味では、非常に注目をしているのです。

色々お聞きしたい事が、支援体制のところにも人的な教育も含めて今やっておられますけれど、そういうところにも参加して色々あそこの今の百人町だけではなくて、そういう形を広げていくということは効果があるのではないかと私は思っているのです、今やっている支援をどういうふうにも評価されて今後どういうふうにしようと思っているのか、それと特に都営団地が区内に何か所かありまして、そこでの高齢化率はものすごく高いのですね。ですからそこを拠点にしてモデルにして広げていく事によって、他の所でも住宅ないし人的な関係を含めてモデルとして広めていく事が出来るのではないかと考えておりますので、その辺についてどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思えます。

○植村会長 ありがとうございます。おそらく今ご説明いただいた内容については、医療とか介護のニーズがある高齢者の住まいという事だと思いますし、今の村山委員のご質問は高齢者が多い地域での地域活動と言いますか地域づくり

という事であろうかと思えます。

もちろん相互に関わりある事で、サービス付住宅といっても住み替えのような事を前提に考えるのか、あるいは今、お話がございましたように高齢者が非常に多い地域あるいは一つの団地でかなり高齢者が多い所である場合には、既存の団地のままにサービスのほうは後から付けるという考え方もあるかと思えます。その場合、従来の地域の結びつきというものを活動というものをどのように大事にしていくかという事もあろうかと思えますが、その辺合わせて色々お話を聞きたいと。

○**高齢者サービス課長** はい。現在、百人町の住宅のほうでほっと安心カフェという形で地域の皆さまと共に、交流する機会を設けて活動していただいているところでございます。委員ご指摘の通り、高齢者サービス課としましても団地が、区内に大きな団地が何か所かございますので、今後計画あるいは第2次実行計画も策定中でございますので、そういった中で団地の中で地域包括というのでしょうか、まさしく地域全体で高齢者のすまいを考えられる事も今、会長がおっしゃったような部分であるのではないかと。

一方では、個々のすまいをどのように住みかえていくのかというようなところですから、すまいについては大変検討の範囲が広いのではないかという捉え方をしております。

○**植村会長** はい。ありがとうございました。まあ、なかなか新宿区の場合、地価が高いという事で、新しい住宅を作っていくというのは、難しい面があるとは思いますが色々な形が考えられるのではないかなと思います。そういった中で地域の結びつきというか繋がりというのを、どうやって維持していくのかというのが重要なポイントになろうかと思えます。村山委員ありがとうございました。

他に、はいどうぞ。

○**塩川委員** ケアマネジャーをしております塩川と申します。村山委員のお話もありましたけれども、ほっと安心カフェというのは非常に効果があると思うのですが、新宿区で都営住宅、先程、百人町の住宅等の話もあったのですが、そういう所で高齢化率が高い中で、高齢者総合相談センターがそういったところの核となってそういう地域を支えていく上では大切かなと考えてい

るのですが、都営団地のそばに高齢者総合相談センターが若干距離が離れているのですね。その辺の位置取りというのは、もう少しその団地内の近くに、もちろん団地の中にあればさらに高齢者の方が頻繁に相談に行ける体制が出来るのかなあと常に考えているのですけれど、その辺の位置とかについてはどう考えているのか教えていただきたいのですけれども。

○植村会長 よろしゅうございましょうか。お願い致します。

○介護保険課長 はい。介護保険課長でございます。高齢者総合相談センターにつきましては、出張所のエリア取りと全く同じ考え方で、一番理想的なのは、区有施設の中であればいいし、位置的にもなるべくエリアの中央で、管内全域の方が均等にご相談できる場所、交通至便な場所が理想でございます。団地の近くという事なのですけれども、団地の方のみがそのエリアの高齢者ではないというところも一方ではございます。

出来れば多くの地域センターとかは別の管内の都営住宅の近くにあるといったことも生じておりますけれども、高齢者総合相談センター側の実際の活動としても、団地の集会室のほうに出向いて出張相談のような事も定期的に各地域センターの工夫としてやっているという事もありますので、そういった工夫をしていながら、なんとか高齢者総合相談センターの活動と都営住宅の高齢化率が高い問題については、いろんな工夫の中で解決していきたいと考えております。

○植村会長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ南委員。

○南委員 南です。5ページに既存の住宅ストックを活用する場合というところがあるのですが、既存のストックに統廃合によって廃校になった区立の小中学校等が含まれているのかどうかと、ちょっとお尋ねしたいんですね。児童生徒数の減少で統廃合がされて、現に私の事務所の近くでもそういう学校があるのですが、そこを有効活用するということがそもそも可能なのかという問題と、可能だとしてそういう事を視野に入れられているかどうかをお尋ねしたいのですが。

○植村会長 どうぞ。

○高齢者サービス課長 はい。既存ストックのところは、今のご指摘のような具

体的に、学校の跡地をとか、そういった部分ではこの段階では俎上には上がっておりません。ただ、考え方としては区全体の中で有効活用できる施設、公有地ですね、主に土地となると思いますけれども、そういったものが確保できた場合には、サービス付高齢者住宅の建設の検討という事になっていくのではないかと、申し訳ございません、現在のところは学校の統廃合の関係については、私どものほうでは状況として把握をしていないところでございます。

○植村会長 ありがとうございます。他にご意見、村山委員、どうぞ。

○村山委員 たしかに新宿区の場合、地価が高いという問題がありますけれども、それではなくて、今ご指摘がありましたように廃校の場所を使うとか、商店街でいわゆるシャッター通りとまでいかないけれども、閉めている所がございますよね。そういう所の活用を考えれば、地価が高いという事をあまり気にしないでと言ったらおかしいですけれども、もっと運用の仕方があるのではないかと思います。私、豊島区でやっているのを実際に見学に行ってみましたが、シャッター通りの一店舗を借りてカフェのような形を作って、そこを中心にして色々な活動を広げていっているわけですね。松戸でも色々な資料がありますから、皆さんご存じかもしれませんが、そういう団地の中での高齢者だけではなくて、一般のそういう人たちも含めた交流の場をどんどん作って、そこで高齢者も活動していくと。

高齢者は、要介護の人だけではないのです。私は今年80になりますけれども、まだ活動は出来るのです。高齢者の中でも活動したい人もいるし、出来る人もいるわけですから、そういう人たちを、だんだんそういうところを中心にして広げていくという事も、いきがいの問題もそうですし、それから介護にかかるお金はものすごくかかりますから、そういう形の一举両得と言いますか、そういう問題も出てくると思って、もう少しその辺についての詳しい検討を進めていただけると有難いと思います。

もう一つありますが、これは区だけで出来ないかもしれませんが、高齢者率が団地の中で高いというのは、住宅の政策にもあると思うのです。高齢者だけを入れないである程度若手の人たちも入れる基準を作ってやることによって、一つの団地の中での高齢者率が低くなりますよね。その中で、地域の活力も生まれてくると思います。ですから、そういうような考え方も含めて総合

的にもう少し、住宅の問題を考えるのでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

○植村会長 ありがとうございます。今の村山委員のご指摘、特に高齢化が進んでいる団地のような所で高齢者自身が行い、また高齢者のいろいろな交流の場になっているカフェとかいろいろな取り組みがなされているところでございまして、地域での交流なり高齢者の活動をどうやって支援していくのかという、一つ対策として考えていただきたいことがあるということだと思います。

ここの中で、ご説明をいただいていたいわゆるサービス付住宅というのは、どちらかというとおそらく従来の在宅では生活できないと言いますか非常に困難な方、特に家族の介護が得られないとか、一番多いパターンとしては、おそらく急性期の病院に入院されて、退院してきた時に介護とか長期に渡る医療サービスが必要という事で、元の家に戻って生活する事が非常に難しい方が、せっかく住み慣れた新宿区に帰れずに遠い所の療養型の病院とか施設とかという生活にならなくても済むように、できれば住み慣れた所で生活できる住宅といいますか元の家にも帰れないとしても、新たにより近い所で住宅が提供され、そこで暮らしていく事が出来ないかという視点かと思いますが。いずれにしても、両方とも考えていっていただきたいところかと思いますが、またご検討宜しくお願い申し上げたいと思います。

すみません。時間の関係で先に進ませていただければと思います。最後にまた言い残した、言い忘れたことも含めてご意見いただければというふうに思いますけれども。これから本日の議題という事でございますけれども、次期計画についてご説明いただいてご意見をいただきたいというふうに思います。すでに今までのご意見も次期計画についてのご意見という事でございますけれども、次期計画の基本理念、基本目標、重点的取組みという事で、いわば計画の骨組みということについて、これまで見直し部会でも色々ご検討いただいていたところでございますけれども、それらを踏まえてまた並行的に区の方でもいろいろ検討が進んでいるという事でございます。その点について、基本施策について資料に基づいてご説明をいただいて、またご意見をいただけるかというふうに思います。それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

○地域福祉課長 それでは説明をさせていただきます。資料4をご用意いただけますでしょうか。

まず1枚目が現計画の体系と次の計画の体系案ということで提供させていただいているものでございまして、その後ろに付いている厚いものが、これまでの見直し部会や協議会、それから調査、それから担当としての事業遂行のなかでの課題、そういうものを踏まえて今後の方向性を出しているものでございます。

それではまず1ページをご覧ください。体系の見直しを若干させていただいております。まず「基本目標1」では1のいきがづくり、これが今の計画では余暇活動ですとかそういうところに絞られている部分があるのですが、やはり社会貢献であるとか就業等もいきがいの大きな要素であるということで、施策自体は3本で、この「いきがいのある暮らしへの支援」、「社会貢献活動への支援」、「就業等の支援」という3本立てなのですが、「社会貢献活動への支援」や「就業等の支援」にもいきがいの視点を組み込んで語っていこうということで、ちょっと矢印が複雑になっているのですが、このような見直しを考えているところでございます。

それから2の健康づくりについては、現在の体系を踏襲して参りたいと考えております。3でございしますが6、7、8は現在と同様な施策体系で、9、10、11につきましては重点目標になってございますので、昨年度の検討、ここでのご協議等も踏まえて、9については「認知症高齢者支援の推進」、10は「在宅療養体制の充実」、11については「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」ということで記載をさせていただいております。12は現行と同様でございます。

「基本目標4」では「権利擁護・虐待防止の推進」ということで今後の整備をさせていただいております。14の「介護者への支援」ですが、現計画では高齢者の虐待というところでは介護者への支援の視点が大切だということでここに入れているということでございますが、やはり介護者の方のご自身の健康状態ですとか、それを支える地域での取り組みということも重要な要素ということで、目標の5のほうに移したいと考えております。高齢者を地域で支えるしくみづくりについては若干の文言修正をさせていただいているのと、ボランティア活動等への支援というのもこの中に入れ込んでいくということと、16の「災害時支援体制の整備」ですが、これは3月11日の震災等も踏まえたなかで、

また見直し部会等の議論でも意見をいただいております、今、施策の7と15のところに災害時の要援護者に対する支援ということが述べられているのですが、1つの施策として1本立てで16としてここに目出しをしているものでございます。

続きまして次のページをご覧ください。これは施策毎に一番左側が現計画の課題と方向性を抜粋しております、その次の欄が現状、その次が調査結果で関連のあるところを抜粋しているもので、その右側2つがこれまでの議論等も踏まえた課題と今後の方向性というつくりになっております。それではまず施策1からご説明をさせていただきますが、事前にお送りしている資料でもございますので、かいつまんでさせていただきます。

まず施策1では今後の方向性といたしましては、このいきがいに関する事業や団体の周知活動、それから場の整備、ならびに人材育成というようなところを様々なツールを通して進めていきたいということでございますが、高齢者のいきがいということだけではなくて、生涯学習の視点から、その中で高齢者の方も参加しやすい、そういう仕組みを考えていきたいということでございます。また、ことぶき館については高齢者のいきがい活動の場として機能転換をして充実を図って参りたいと考えております。

続きまして施策2「社会貢献活動への支援」でございます。次のページをご覧ください。ここでは、高齢者の方々が、シニア世代、50歳以上というふうにここで定義をしておりますが、高齢者になってからいきなり始めましょうというのではなくて、少し前の世代から自ら地域の中でいきがいを見出し、主体的な活動をしていただけるような支援ということで、やはりこれについても場の整備、情報の整備等を進めていくというようなことと、全体のコーディネートをきちんとする体制を整えるということでございます。それから先刻、ご議論もありましたけれども、シルバー人材センターは、就業の支援というところと並んでいきがいや社会参加の活動の支援ということもございますので、そちらについても積極的に実施をしていくということでございます。

続きまして施策3、次のページをご覧ください。ここは「就業等の支援」でございます。かなり調査の結果の中でも就業意向をお持ちの方も多いと、また高齢者といってもお元気な方も多いなということで、まずお元気な方はハロー

ワークで一般就労を目指すというところがございますので、区としてもハローワークとの連携、それから続いて区の施策として勤労者・仕事支援センターとシルバー人材センターが新宿ここ・から広場というところで同じ仕事棟というなかに一緒に入りましたので、今後この連携による就業機会の拡大に努めていきたいということでございます。それからもう1つは、少子高齢化に対応する新しい分野への事業開拓も行っていくという方向性を出してございます。

続きまして施策4、「健康づくりの促進」。次のページをご覧ください。健康づくりに取り組んで、病気の悪化予防を図るための体制づくりが必要と考えておりまして、特に血糖値が高い方に対する悪化予防のための体制づくりに取り組むとともに、口腔機能の低下が課題になっておりますので、区内の歯科医療機関における歯科健康診査事業を推進してまいりたいと考えております。また、要介護者の家族の方への相談も充実するというところでございます。

続きまして施策5です。「介護予防の推進」です。介護予防につきましては平成24年の介護保険法の改正内容を踏まえて介護予防事業を検討して、既存の介護予防事業の見直しを行う必要があると考えております。高齢者総合相談センターへのケアマネジメントの研修を充実して、調査の中でもご指摘がありましたけれども、高齢者総合相談センターの力量の標準化を図っていく、また区としては高齢者総合相談センターの後方支援をきちんと行っていくということを考えております。また、新宿いきいき体操の普及は、引き続き進めていきたいと考えております。

続きまして施策6、「介護保険サービスの提供と基盤整備」です。ここではやはりキーワードとなっています「地域包括ケア」の推進でございまして、23年度にモデル事業といたしまして定期巡回・随時訪問型の訪問介護の事業を行いますので、これを踏まえて導入を考えていくということと、公有地の活用による地域密着型サービスの整備を検討する。また、23年度には特別養護老人ホームの入居待機者の実態調査に関する研究事業を実施いたしまして、その分析結果に基づいて適切な施設整備計画を検討していく考えでおります。また、入所についても、入所の必要性を勘案した適切な入居調整を行うための体制整備を検討しているところでございます。

続きまして施策7、「自立生活への支援」。ここは介護保険外サービスのこ

とを述べているところでございまして、やはりこれにつきましてもまず本体の介護保険法の改正に伴って介護保険サービスの再構築を図っていくと、それとともに、高齢者人口や保険外サービスの利用者数の将来推計を行って総量を把握していく必要があると考えています。また情報提供についてもさらなる充実を図っていくとともに、見守り活動についても様々なツールを使って総合的に進めていくということです。それから新しい課題として災害時にも安定したサービスが提供できるような体制を確保したいと考えております。

続きまして施策8、「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」です。多様化するニーズに対応した質の高いサービス提供のために努力する事業者が利用者から選ばれ、そうした事業者の取り組みが事業者間での競い合いにつながると、それによって質の向上を図れるような支援を推進していきたいということと、介護保険の専門、介護の専門職としてのスキルアップ、人材育成を現在進めておりますが、これをさらに充実していくとともに適正なサービス利用のための介護保険制度の普及啓発は引き続き図っていききたいと考えているところでございます。

次、施策9、「認知症高齢者の支援」でございます。ここではまず相談体制の充実、正しい知識の普及啓発、それから介護者への支援、関係機関との連携、それに認知症サポーターの活用、その核となる総合相談センターの体制の確保、これらを進めていきたいということでございます。

続きまして施策10、「在宅療養体制の充実」でございます。在宅療養体制の充実については重点的施策として様々な取り組みを始めているところでございますので、この現在の事業をまず推進するということ、それからがんの罹患後の患者さん、それから家族の方の不安の軽減をしてがん患者の在宅緩和ケアの充実を進めていきます。それから摂食・嚥下障害患者へのリハビリや食の支援の仕組みづくりも充実させていきたいということでございます。また、何につけてもまずリハビリ機関との連携、それから相談窓口の明確化等も必要というふうに考えております。

続きまして施策の11、「高齢者総合相談センターの機能強化」の推進でございます。ここでは基幹型と書いてございますが、それは区の直営で区役所の中にある部門でございますが、この総合相談センターが中心となって、区内9ヶ

所にございます総合相談センターに対する後方支援をまず充実をしていきたい。区はきちんと責任ある関与をしながら、地域包括ケアの中心機関としてのネットワークを構築していくとともに、それに必要な人材育成を行っていきます。また、その相談センターが分かりやすいところにあるということが必要と考えておきまして、区有施設の併設を推進していきたいと考えております。

続きまして施策12、「くらしやすいまちづくりと住宅の支援」でございます。高齢者総合相談センターを中心に大規模団地などの地域特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくということと、中重度の要介護状態になっても施設に入所せずに、在宅で安心して暮らせるような仕組みとして、バリアフリーや緊急時の見守りや医療、介護、生活援助サービスなどが提供されるような体制整備を検討して参ります。それから民間の賃貸住宅の場合、家主さんが高齢者の方の入居制限をするような、そのようなものを避けるために、緊急通報の装置の設置促進や退去時の家財処理の負担軽減策も検討して参りたいと考えております。また、外出ができるようなまちづくりとしてユニバーサルデザインのまちづくりやガイドラインの普及を図っていききたいと考えております。

続きまして施策の13、「権利擁護・虐待防止の推進」です。見出しの権利擁護、大きなところでは高齢者の虐待の実態把握と具体策、具体的な防止策の充実を図るとともに、高齢者総合相談センターを中心とした権利擁護のネットワークや相談体制の充実も図っていききたいと、それから必要に応じて専門職からスーパーバイズを受けられる体制の整備を図っていききたいと考えております。また、介護者への支援の充実も大切と考えております。成年後見制度につきましては、やはり制度の一層の周知の推進や、今後、非常に需要が増していると考えられる後見人の分野につきまして、社会貢献型後見人の活用を考えているということでございます。

続きまして施策の14、「介護者への支援」です。これについては高齢者総合相談センターを核として自主グループ化など介護者同士の支えあいを促進するとともに、様々なノウハウを持ったNPOとの協働、新たな手法も検討していきたいということです。それから関係機関と連携して、介護者の心のケアに資する取組みも検討をしていききたいというふうに考えております。

続きまして施策の15、「高齢者への地域支援のしくみづくり」で、これは先

程申し上げましたように「ボランティア活動等への支援」を統合して書いております。今後の方向性では高齢者総合相談センターによる地域ケアシステムと医療・介護の連携を図って、地域の実態に即した取組みを構築する。それから地域で見守りをしている関係者による定期的な情報交換やいろいろな見守りがありますので、その連携を図っていきたいと考えております。それからボランティア活動に関しては若年層を含めて広範な方が取り組んでいただけるような情報提供もさらに図っていきたいと思っております。

続きまして施策の16、最後になります。新規で「災害時支援体制の整備」です。これにつきましては、今年度避難支援の具体的なプランを、昨年度作りました骨子を基にこの具体化をしていくというなかで、災害時要援護者への名簿の登録の勧奨ですとか、各施設による避難誘導の体制づくり、それから二次避難所の充実、また、関係機関との連携のための連絡会議、これらの設置を行うなかで、より体制を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

非常に駆け足になりましたが以上です。では終わらせていただきます。

○植村会長 ありがとうございます。本日の議題といいますか検討いただくメインテーマという事ではございますけれども、基本目標、施策の体系と現状と課題、方向性という事でご説明いただいたところでございます。すでに今までのところでいくつかご意見をいただいているところでございますけれども、ご説明いただきました内容につきましてご自由にご質問ご意見等ご発言いただければと思っております。

○植村会長 はい。どうぞ。

○小林委員 小林でございます。頭出し2つ、2点したいと思います。

まず1点ですけれども最後に説明いただいた施策の16「災害時支援体制の整備（新規）」というものがあります。これにつきましては私はこう思います。今後の方向性を見ても要援護者の名簿の事、それから連携・協働の事、意見交換というものは、やはり大事だし進められると思うのですけれども、それ以外については、これから実務上の疑問があります。本当に出来るかどうかの時期的な問題、内容についての問題があります。そういう事を踏まえて、さらに検討して進めていただきたいと思います。それが1点です。

それから頭出しの2つですけれども、その前の施策の15を見ていただきますと、見守りサービスの事があります。そこですでに説明していただいた資料2の基本目標の5で施策15というのがあります。もう一度申し上げますと資料2のページで6ページを見ていただきますと見守り隊の事が書いてあります。ここで数字が示されているのですけれども、680人から694人という事で14人のプラスと。非常に、する側、受ける側ともに良い結果が出たというように思っております。しかしながら、私はここでお聞きしたい事が1点あります。それは、この方たちは研修とか資格とか認定とかそういうものを受けているのでしょうか。

○植村会長 2つ質問がございましたので、どちらからでもご担当の所で宜しくお願い致します。

○地域福祉課長 災害時の支援体制の整備につきましては、本年度から具体化に向けて取り組んでいきたいと考えております。見守りの事業につきましては、社会福祉協議会に委託して実施をしている事業でございますが、登録していただいた方にオリエンテーションをして適宜、研修や情報交換会を行ってフォローをさせていただいているところでございます。

○小林委員 はい、そうすると研修とか資格認定というものについては、ないというような考えでよろしいのでしょうか。

○地域福祉課長 資格と認定という制度ではないのですけれども、研修は行っているという事でございます。

○小林委員 私が考えたのは、実務的でなかったら意味が無いと思います。と言うのは、数が増えれば良いということではなくて問題は中身なのです。それは、平常時と非常時、表裏一体で考えなければいけないのですけれども、活動できなかつたら意味がない、こういうふうに思うのです。そこでやはり、せっかく良い制度なのですから、これをさらに拡大し伸ばすためには、先程研修はやっているというお話ですけれども、研修も大事、そして資格も大事。そういう位置づけを出来れば明確にしてさらに進める事が大事だろうというように考えております。その辺は、これから考える事でしょうけれども、それを基本にしてやはり進めていただくというように思っております。

○植村会長 ありがとうございます。資料のほうにもボランティアでどこまで

やっぴいいのか疑問だという声も挙がっているというふうに書いてございますけれども、ある程度の専門性とはいかないけれども、それなりの水準というものがないと受け取る側も受け入れていただけない面もあるかと思っておりますので、レベルアップといえますか、そういうものにつきましては今後ともご検討いただくという事で。はいどうぞ。

○**地域福祉課長** これは地域での支え合いの活動の推進ということが主眼でございまして、もちろんきちんとした知識等が必要であると思っておりますが、あまりハードルを高くしてしまいますと地域で見守っていただける方がなかなか増えていかないという、もう一つの面もございまして、その辺はきちんとバランスを取りながら考えていきたいということとですね、この事業はふれあい訪問と地域見守り協力員という一つのセットの事業でございまして、このボランティアの地域見守り協力員の方を統括する意味でそれぞれ地区ごとに専門の相談員が付いておりまして、きちんと個別のご相談が必要な方には、そのような職員の相談員が訪問を行っている。その組み合わせの中で実施しているというところをまずご理解いただきたいと思いますと考えております。

○**植村会長** ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○**塩川委員** 施策9の「認知症高齢者支援の推進」の部分で、認知症の方で一人暮らしとか高齢者ご夫婦のみでどちらかが介護されている方が最近が増えてはいるのですが、そういった方を在宅で支えるのは非常に難しく、介護サービス事業者だけで支えられないというのが多いのですけれども、先日も高齢者の方で介護者の方が倒れまして、ご本人が認知症で一人暮らしが難しい状況で緊急のショートステイ等を探したのですけれども、認知症がかなり重度なので受入れが難しいという事で、色々当たりまして遠方の精神科の病院のほうに一時入院いただくことになったのですが、その際にご本人がその病院に入った後、1週間後に見たら全く別人のようになっておりまして、その3週間後にお亡くなりになってしまった事があったのですけれども、そういった方を支える基盤というのは、未だ国全体ですけど整理が整っていないような気がするのですが、この辺新宿区のほうでもどうお考えなのかということをお教えいただきたいのですが。

○植村会長 ありがとうございます。この認知症高齢者支援の推進というのは重点的な取組みの一つになっているところでございますけれども、実際介護が必要なかなり高い要介護状態の認知症高齢者の方がなかなか在宅での生活が難しいという事かと思いますが、事務局の方でどなたか。はいどうぞ。

○介護保険課長 介護保険課長ですが、認知症高齢者とその家族への支援というのは健康部門それから福祉部門、介護保険制度の基盤、総合力でこれは対応しなければいけない問題だと認識しております。高齢者総合相談センターの機能強化の一環として相談機能は、認知症の専門の担当者を指導強化の一環としてまず置いたという事がございますし、様々な相談事業の充実も図っているところです。一方で基盤ということ言えば認知症グループホームの整備、認知デイ等々、認知症高齢者向けのサービスがございますが、制度上の制約がある中で基盤整備についても確実に目標値を定めて進めていきたいと考えています。いずれにしても総合的に取り組んでいかなければならない最重要課題というふうに考えておりますので、そのような手立てで努力していきたいと考えております。

○植村会長 ありがとうございます。先程、認知症の相談をするお医者さんのほうがなかなか増えていかないというご指摘もございましたけれども、かなり医療的なニーズといいますか認知症の場合、認知症そのものの問題もありますし、認知症にプラスいろんな身体的な他の疾患や薬等の影響でいろいろな問題行動が起こるといふ部分がございますし、お医者さんのほうの診断といいますか相談の場合、専門的な面からの相談を受けてどういう方向が良いかという正しい専門的な面からのあり方もやはり必要になってくると思います。

全てをケアマネジャーさんとかあるいは高齢者総合相談センターで対応するのは、なかなか難しい面もありますので、医療と介護の両方で協力体制をうまく作っていくという事も一つ大きな課題ではないかと思っておりますけれど。

どうぞ鶴田委員。

○鶴田委員 同じく認知症の事についてなのですが、高齢者総合相談センターとして窓口としての認知症相談、あと全体的なコーディネートのような部分ではかなり関与していかなければいけないと認識しているところです。ただ、実際、認知症の方が地域で生活をしていくための施策としては、今まだ介護者

支援の部分でも体制的な部分でも、ちょっと不備がたくさんあると思っています。塩川委員のご指摘のように急にご家族が倒れた場合に預けられる場所がない、それ以外でも認知症の方はショートステイ自体も利用が断られるような現状があって、ご家族頼りというのが現状であったりするので、その辺についてもう少し考えていかなければいけないのかと思っていますところでは。

あともう一つは、認知症で徘徊のある方を地域でどう見ていくのかということも最近サービス事業者さんたちとの話し合いの中で話題になっておりまして、警察のほうでも保護してもそこで止まってしまって、そこからどういう形で流れていったらいいのかが分からない。いなくなってしまった方は現場レベルで探し回る状況があるので、まちをあげてというか区をあげてというか、そういう基本的な体制づくりのようなどころにも着手していただけたらと思っています。

あと付随してなのですけれども、住宅面の整備のところとリンクするのですが、住宅のハードの部分に目を向けるだけではなく、既存の今の生活の中で理想とする住まい、施設のようなサービス付住宅のような形で今の住宅に住み続けられるような更なる在宅サービスの充実のようなどころを評価していただけたら、認知症の方の生活もちろん、高齢者世帯への生活もそういうところで在宅での生活が維持できるのではないかと思いますので、住宅の整備というところだけではなく、そこも背景に加えていただけたらと思います。

○植村会長 ありがとうございます。今の鶴田委員のご意見、今のご説明を聞いて私も、個人的に思ったのですけれども高齢者総合相談センターが窓口でというものがたくさん出てきまして、あらゆる相談をするという事でありましてけれども、実際に相談を受けた後、どういうサービスが利用出来るのかという事がないと、相談を受けても対応出来ないという事になっていくかと思っておりますので、そういった面で今のご指摘・ご意見について色々ご検討いただいて、サービス面の充実も図っていただきたいと思います。何かコメントはございますでしょうか。はい、どうぞ。

○高齢者サービス課長 高齢者サービス課のほうでは、私、4月に来まして今、高齢者総合相談センターのご発言がありましたように日々、地域の見守りも事例がございました。そして今、塩川委員のほうからご指摘いただいた部分がご

ございますので、そういったご意見をしっかりと踏まえながら施策の展開ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○植村会長 ありがとうございます。他にご意見。どうぞ。

○岡本委員 原町ホームの岡本です。施策16の災害時支援体制についてちょっとお聞きしたいのですが、現状の災害時要援護者用の避難所として福祉施設を二次避難所に指定しているということがありまして、今後の方向性として避難所及び二次避難所の対応を検討するという項目もあるのですが、今回の災害で施設に避難してきた方が要援護者を含めてかなりいるという事が事実であると思うのですが、具体的に今後の方向として、これから検討するのでしょうか福祉施設では、どのような避難所としてのイメージがあるのかということをお聞きしたいのですが。今回のように福祉避難所のような形でとらえていくような形なのでしょうか。

○地域福祉課長 現行の課題意識ということでまず申し上げますけれども、今は避難所として小学校があり、そこに避難された方の中で福祉的なケアが必要な方を福祉施設でという事でことぶき館等を二次避難所として指定しているところでございますが、障害がある方ですとか介護の重い方がそこに入ってから、また次にというところは、なかなか難しいのかなと。そういう意味では、そういう方が直接避難できるような場所が必要。その時にやはり現行の介護施設であるとか障害の施設、そういうものを活用していくという事が求められているのかなという事で、それについては具体化に向けて検討をしていきたいと考えているところでございます。

○植村会長 はい。どうぞ。

○小林委員 小林でございます。先程ちょっと申し上げたと思いますけれどクエスチョンマークを付けた一つの項目がこれなのです。というのは、避難所といっても避難所の捉え方の問題が非常に大きいと思うのです。具体的に申しますと、地域性の問題、建物の問題、そこにある設備の問題、後はハードと管理がどうなっているかという問題。そういう事を踏まえて検討していかなければいけないはずで。ですから私が先ほど申し上げたのは今後の方向性として、ここでオッケーになるものもありますし疑問といいますか、さらに検討なければいけないものがありますよということを私は申し上げたつもりです。ここは、

これから始まる新規な事ですから非常に慎重にまた関係する所属が多いと思います。しかしながら、その調整を上手くしながら、やはり進めていく必要があるだろうと思っております。

○植村会長 ありがとうございます。3月11日災害の経験で今までの災害計画がそのまま使えないというか、そういった事がいくつか出てきているのではないかと思います。その経験を踏まえて見直しをしていかなければならない。委員2人のご指摘がありましたように、具体的に最初はここに逃げるとして、その後こういう人たちはどうするのかという具体的な施設名も含めて、具体的なそれぞれがどういう役割を果たすかという事を含めた形の計画を作っていかなければならないのかなというふうに思います。

高齢者、障害者の方あるいは一方で在宅療養を進めようということでありますから在宅で療養されている方が災害時にどうすればよいのか、医療機関との協力やそういった体制も進めていかなければいけませんので、ただ協力しますという事では実際のところは進んでいかないので具体的な内容をきちっと作っていかなければいけないという事になるかと思います。計画上どこまで書くかということと、こちらの災害のほうの計画をどのように具体的に作っていくかという2つあるかと思いますので、そこは十分ご認識いただいていると思いますので、より具体的なものになっていくところでいろいろご検討いただきたいというふうに思います。他にご意見。どうぞ原田委員。

○原田委員 原田でございます。この災害時の支援体制の件なのですが、この方針を端的に申し上げると今後の方向性として災害時の要援護者の名簿作成が急がれる。その認知度が非常に低い。とりあえずこういうところに注力されるのかなと思うのですが、実際に災害が起こった時にどういうふうに対処しているのかというのが、なかなか伺い知ることが出来ないような気がするのです。

先程も社会福祉協議会の傘下にある見守りの方の活用のごとも小林さんから出ていたように思いますけれども、見守りというのは、玄関入ってお元気ですかというようなことでお訪ねするというだけで、まずそれ以上の事はしないという一つの括りがありますよね。それがあつたとしても災害時にその見守りの方がすぐ要介護を必要としている人たちに確認をとって見守りをしていただけ

るのかどうか。あるいは民生委員の方がそういう方たちにすぐアプローチをして、バックアップ態勢というか、少なくともどうなっているのかという実状を把握出来るようなシステムになっているのかどうか。名簿を作ってもその名簿をどう生かすかという事を考えないといけないのではないかと思うのですが、この辺りは、行政のほうとしては、いかが考えておられるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○植村会長 ありがとうございます。先程の中身の問題ということになるかと思いますが、今後の方向として何かコメントがございませうでしょうか。

○地域福祉課長 まず、災害時の要援護者の名簿というのは、手上げ方式で一定の要件に該当する方を登録しているものでございますが、それは民生委員の方、それから地域防災組織の方、消防、警察等に配付をしておりますので、災害の程度にもよるのですけれども、非常に大きな被害であれば民間人はなにも出来ないということで消防や警察に頼るといことになると思いますけれども、今回の場合は民生委員さんが11日の翌日の12日とその翌々日の13日にかけて全件の安否確認をしていただいたと。会えなかった方については、高齢者総合相談センターや区の職員がフォローしながら様子を伺うというような具体的な活動も行っております。

今後については、手上げ方式の名簿の他に、介護度の高い方や障害をお持ちの方ということでも区としては、名簿を把握しておりますので、そのような方が手上げ方式の名簿のほうに移行していただいて、より安心出来る体制づくりというのをさらに充実させていきたいというふうに考えております。

○植村会長 はい。分かりました。ありがとうございました。では南委員。

○南委員 今のところに関係するのですが、いわゆる避難困難者が避難場所にたどり着けても、そこでお亡くなりになったり病気になったりする例が多いとお聞きしています。部会では医療スタッフによる巡回を予定されているとお聞きしたのですが、もう少し具体的な内容が今の段階で煮詰まっているのであればちょっと教えていただきたい。例えばどのようなスタッフがどのような頻度でどのような内容の巡回を行おうとされているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○植村会長 はい。お願い致します。

○新宿区保健所長 災害時の医療に関しましては、当座、72時間程度は急性期と
いいますか、非常に多数の傷病者の方、怪我の方が多いと思いますので、それ
については医療救護所等で医師会の医師に参集していただいて、そこでとりあ
えずした後、重傷者については後方の病院に搬送するというような仕組みにな
っています。その後の避難所の医療という事につきましては、医療救護所の医
師の方たち、それから全国的にも多くの医療ボランティアが入ってくると思い
ますので、そういった方に避難所を巡回していただくという考え方でございま
す。

○植村会長 ありがとうございます。これも具体的なところでいろいろご検討い
ただくということかと思いますが。村山委員どうぞ。

○村山委員 高齢者に限らず色々問題はものすごく多いと思います。特に高齢者
についてどうするかというここを出されている課題というのは、進めていかな
ければならないのですけれども、その中で高齢者のそういう要望にこたえて何
かやってあげるという形だけでいろんな施設だとか組織とかを作っていくだけ
ですとやりきれないと思いますよ。はっきり言って。

やはり高齢者自身、対象者自身が自発的に動くような施策をこの中に含めて
いかないと、問題がこれからどんどん広がっていきますから、しかも高齢者自
身が動くという事と地域の力をどういうふうに引き出して、それを解決してい
くかという事をもう少し考えて欲しいと思っているのです。そういう意味で先
程、前段階でカフェの問題の取り組みというのは非常に注目しているわけです。
いろんな人たちがそこへ集まっているいろいろな問題を普段から話し合っ
て、お互いの協力関係が出来てくる。それをどんどん広めていくと。地域の自治会とか
町会がどういう役割をするかという問題も含めて、なかなか難しいのだと思
います。一番これをやるのが大変かと思うのですけれども、そこを今やらないと、
いろんな事が決まっても実際にそこで生活している人たちが問題解決できてい
るかという、いろいろなものが残ってくるだろうと思うのです。

地域センターでいろいろ活動されて、一生懸命やっているというのは、僕ら
もいろいろ支援を受けていますから分かるのですけれども、それだけでは解決
できないような問題がうんとあるという事を考えて、地域の力をどう引き出す
か、それから実際、高齢者、対象者自身の自律的な力をどう引き出すかという

観点でもう少しいろんな施策を考えて欲しいと思っていますのです。

○植村会長 ありがとうございます。この計画の立て方の中でもかなり全般的な問題に関わってくるかと思えますけれども、行政の計画だという事で住民の要望なりニーズに対して行政がどのように応えていくのかという形の計画ではあるのですが、委員のご指摘のように地域の問題は、地域の人たちが自身で解決し対応していくという事に対して、行政がバックアップ的な意味でどういふふうに仕掛けを作り、どのような基盤を作ることで、そういう活動が進んでいくかというふうな、そういう視点も必要かという事かと思えます。それは、計画の中で、そういった視点も含めて当然考えていかなければいけない問題だと思えますし、その為はどういう事をするのかということも内容として検討いただきたいというふうに思えます。ありがとうございます。

たくさんのご意見いただいて、司会のほうがあまり上手くなくて時間がぎりぎりのところになってしまいましたけれども、またご意見ございましたら、個別にでも結構でございますので事務局のほうにお寄せいただければというふうに思えます。時間の関係で取りあえずご意見については、またもちろん今後とも伺いすることがあるかと思えますが、本日の議題については一応ここまでとさせていただきます、最後に今後の日程についてご説明をいただきたいというふうに思えます。

○地域福祉課長 今日は本当に活発なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。本日いただいた意見等踏まえて、さらに庁内の会議、また見直し部会等で検討させていただきまして、次回の会議を7月に予定しておりますが、その時には素案の形でお示しを出来ればと考えております。

今後のその他のスケジュールでございますが、資料5をご覧ください。一番上の1番の所が、この会議でございます、次回は7月、その次が8月です。ここで素案をお示しして、ご検討いただいて、9月には案としてまとめていきたいと考えてございます。8月以降の具体的な日程については、決まり次第、またご報告させていただきます。見直し部会につきましては、第8回を6月24日の午後2時から、第9回を7月14日午前10時から考えております。推進協議会は、7月と書いてありますが7月29日午前10時を予定しておりますので、宜しくお願い致します。

○植村会長 ありがとうございます。いよいよ計画策定年次という事で、これからは結構、タイトなスケジュールで委員の皆様方にはお願いすることになるかと思いますが宜しくお願い申し上げます。そのほか連絡事項等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、司会が上手く出来ませんで、時間が来てしましまして申しわけございません。また、これからも引き続き、見直し部会、あるいはこの推進協議会等でご意見をいただいて、最終的に良い計画を作っていきたいと思っておりますので、またご協力の程宜しくお願い申し上げたいと思っております。では、これをもちまして第6回の新宿区高齢者保健福祉推進協議会のほうを閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい所をお集まりいただきましてありがとうございます。

正午閉会